

令和2年度 大江町空き家利活用支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、空き家利活用推進のため、大江町空き家・空き地情報提供システムを利用して空き家の利用を希望する者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付等に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現在居住若しくは使用されていない、又は近い将来居住若しくは使用されないと見込まれる住宅及び店舗をいう。
- (2) 空き地 町内に存する建築物の建っていない土地であって利用されていないものをいう。
- (3) 大江町空き家・空き地情報提供システム 町内の利活用可能な空き家・空き地を登録し、空き家・空き地の利用希望者に当該空き家を紹介する取組みをいう。
- (4) 所有者 自らが所有する空き家を大江町空き家・空き地情報提供システム(以下「空き家・空き地バンク」という。)に登録している者をいう。
- (5) 補助事業 空き家・空き地バンクを利用し空き家を購入又は賃貸借して改修工事を行う事業、空き家・空き地バンクに登録する空き家の家財道具の処分又は清掃を行う事業、空き家・空き地バンクを利用した空き家および空き地の売買又は賃貸借、町内に住宅を新築する予定で空き家・空き地バンクを利用した空き地の購入をいう。
- (6) 事業を目的とする者 事業を行う目的で空き家を利用する者をいう。ただし、倉庫として活用する場合を除く。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件(以下「補助対象物件」という。)は、空き家・空き地バンクに登録された空き家又は空き地とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、当事者間において相続関係にある者を除く。

- (1) 平成31年4月1日から令和3年2月28日の間に、自ら居住する住宅として空き家・空き地バンクを利用し、空き家を購入又は賃借し、改修する者
- (2) 平成31年4月1日から令和3年2月28日の間に、空き家・空き地バンクに登録した空き家の所有者
- (3) 平成31年4月1日から令和3年2月28日の間に事業を目的とする者で、

空き家・空き地バンクを利用し空き家を購入又は賃借し、改修する者

(4) 平成31年4月1日から令和3年2月28日の間に空き家・空き地バンクを利用し、当該物件に存在する家財道具の撤去又は清掃を行う所有者及び利用者

(5) 令和2年4月1日から令和3年2月28日の間に空き家・空き地バンクを利用し、不動産業者等を介して補助対象物件の売買又は賃貸借契約を締結する所有者及び利用者

(6) 令和2年4月1日から令和3年2月28日の間に、町内に住宅を新築する予定で空き家・空き地バンクを利用し、空き地を購入する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

(1) 補助金の交付決定前に事業を実施した者

(2) 納付義務のある税について滞納している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が適当でないとする者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号までに該当する者にあつては、補助対象物件の改修工事（外構工事等の工事を除く）に係る費用（当該改修工事をDIYで行う者にあつては改修をするために必要な資材等の購入費、建築のアドバイザー費用を含む）とし、交付決定の日から令和3年3月19日までに完了した事業

(2) 前条第1項第4号に該当する者にあつては、別表第1に掲げる経費から家財道具等の売却による収入等を除いた経費とし、交付決定の日から令和3年3月19日までに完了した事業

(3) 前条第1項第5号及び第6号に該当する者にあつては、補助対象物件の売買契約又は賃貸借契約に係る仲介手数料等

(4) 前条第1項第6号に該当する者にあつては、空き地の購入に要する費用（租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料を除く。）

2 前条第1項第1号及び第3号に規定する者のうち賃借し改修する者が交付対象工事を実施しようとする場合には補助対象物件所有者の承諾を得るものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に掲げる補助事業者の区分に応じ、同表に定める額とする。

2 交付対象工事に要する費用は、消費税と地方消費税を含むものとする。

3 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に、別表第3に掲げる補助事業者の区分に応じた同表に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 過去に大江町空き家利活用支援事業費補助金を充てた空き家に係る事業について

ては、補助金の交付申請を行うことができない。

(申請内容の変更等)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める、別に定める軽微な変更とは次に掲げる変更とする。

(1) 補助対象経費の100分の20以内の増減(ただし、補助対象経費の合計が増額となる場合でも、補助金の増額は認めない)。

(2) 補助対象事業の目的の達成に支障を来たすことがない微細の内容変更

2 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、当該交付決定を受けた後に補助事業を変更するとき又は申請を取下げるときは、事業変更(取下げ)承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を交付対象者に通知するものとする。

4 交付事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した交付事業遂行状況報告書(様式第2号)を町長に提出し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日、又は令和3年3月19日のいずれか早い日までに大江町空き家利活用支援事業補助金事業実績報告書(規則別記様式第2号)に別表第4に掲げる補助事業者の区分に応じた同表に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

3 交付対象者のうち第4条第1項第6号に掲げるものにあつては、実績報告で確認した期間内に住宅を建築しない場合は、交付金を返還しなければならない。

(登録抹消の制限)

第12条 交付対象者のうち第4条第1項第4号に掲げる者(利用者を除く)にあつては、当該空き家の売買又は賃貸借契約が成立した場合及び特別な事業があると町長が認める場合を除き、交付決定の日から3年を経過しない限り、空き家・

空き地バンクの登録を抹消できない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	補助対象経費	内容
空き家物件に存する家財道具等の処分・搬出	委託料	業者へ委託する際の委託料
	手数料	クリーンセンター等へ搬入する際の手数料
	賃借料	クリーンセンター等へ搬入する際の自動車等の賃借料
空き家物件の清掃	委託料	業者へ委託する際の委託料

別表第2(第6条関係)

区 分	空き家又は 空き地の 購入	空き家又は 空き地の 売却	空き家又は 空き地の 賃借	空き家又は 空き地の 賃貸
空き家の改修 (DIY 改修工事含む) (第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号に 掲げる者)	(補助率) 2 / 3 (限度額) 1,500 千円			(補助率) 1 / 2 (限度額) 1,000 千円
空き家の家財撤去又は清掃 (第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる者)			(補助率) 1 / 2 (限度額) 50 千円	
不動産業者等を介した空き家又は空き 地の売買及び賃貸 (第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる者)			(補助率) 1 / 2 (限度額) 100 千円	
住宅の新築を予定した空き地の購入 (第 4 条第 1 項第 6 号に掲げる者)	(補助率) 1 / 5 (限度額) 500 千円			

別表第3(第7条関係)

区分	提出書類
<p>空き家の改修 (第4条第1項第1号から第3号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(様式第3号) ・情報提供の同意書(様式第4号) ・補助事業の見積書の写し ・補助事業を行う部位を明記した図面の写し ・補助事業着手前の写真 ・空き家の購入又は賃貸借に係る契約書の写し(第4条第1項及び第3項に掲げる者のみ) ・預金通帳の写し ・納税証明書 <p>但し、町民にあつては世帯全員の納税状況の閲覧同意書(様式第5号)とする (DIYを行う者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内建築士、建設事業者の建築仕様書(様式第6号) ・その他、町長が必要と認める書類
<p>空き家の家財撤去又は清掃 (第4条第1項第4号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(様式第3号) ・補助事業の見積書等の写し ・補助事業を行う部位を明示した補助事業着手前の写真 ・預金通帳の写し ・納税証明書 <p>但し、町民にあつては世帯全員の納税状況の閲覧同意書(様式第5号)とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、町長が必要と認める書類
<p>不動産業者等を介した空き家又は 空き地の売買及び賃貸 (第4条第1項第5号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(様式第3号) ・補助事業の見積書等の写し ・預金通帳の写し ・納税証明書 <p>但し、町民にあつては世帯全員の納税状況の閲覧同意書(様式第5号)とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、町長が必要と認める書類
<p>住宅の新築を予定した空き地の購入 (第4条第1項第6号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(様式第3号) ・補助事業の見積書等の写し ・預金通帳の写し ・納税証明書 <p>但し、町民にあつては世帯全員の納税状況の閲覧同意書(様式第5号)とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、町長が必要と認める書類

別表第4(第9条関係)

区分	提出書類
<p>空き家の改修 (第4条第1項第1号から第3号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書(様式第7号) ・補助事業の領収書の写し ・補助事業を行った部位を明記した図面の写し ・補助事業完了後の写真 ・その他、町長が必要と認める書類
<p>空き家の家財撤去又は清掃 (第4条第1項第4号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書(様式第7号) ・補助事業の領収書の写し(手数料に関しては、搬出物等の重量等がわかるもの) ・補助事業中及び完了後の写真 ・その他、町長が必要と認める書類
<p>不動産業者等を介した空き家又は空き地の売買及び賃貸 (第4条第1項第5号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書(様式第7号) ・売買契約書又は賃貸契約書 ・補助事業の領収書の写し ・その他、町長が必要と認める書類
<p>住宅の新築を予定した空き地の購入 (第4条第1項第6号に掲げる者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書(様式第7号) ・補助事業の領収書の写し ・売買契約書 ・住宅建築予定を確認できる書類(建築確認申請書等) ・その他、町長が必要と認める書類